

品川区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

制定	平成17年6月1日	区長決定
平成17年	7月	要綱第66号
平成18年	12月	要綱第154号
平成19年	4月	要綱第47号
平成20年	4月	要綱第95号
平成21年	12月	要綱第421号
平成24年	2月	要綱第20号
平成24年	4月	要綱第160号
平成26年	9月	要綱第140号
平成27年	8月	要綱第476号
平成30年	3月	要綱第100号
平成30年	11月	要綱第193号
平成31年	4月	要綱第243号
令和2年	3月	要綱第66号

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業の対象となっている区内に居住する児童等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、品川区とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（東京都小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者のうち、区長が必要と認めたものとする。

(給付の申請)

第4条 区長は、用具の給付を希望する対象者の保護者に対し、申請書（様式1）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しその他区長が必要と認める書類を添えて提出させるものとする。

2 1の申請書を受理した区長は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに「調査書」（様式2）を作成するものとする。

(給付の決定)

第5条 区長は、内容を審査のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 区長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、決定通知書（様式3）及び給付券（様式4）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式

5) を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 区長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 区長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付すること。

4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(費用の負担及び支払い)

第7条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 1により扶養義務者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。

なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を納付する業者に給付券（様式4）に添えて、2により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。

4 区長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から3により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 4による費用の請求は給付券（様式4）を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 1に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 区長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表1

種 目	対 象 者	給付 限度額	耐用 年数	性 能 等
便器	常時介助を要する者	4,900	8年	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,560	5年	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	166,320	8年	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	169,400	8年	腕、足等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	66,000	8年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴介助を要する者	99,000	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	73,700	8年	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,500	5年	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	77,440	*	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	13,380	5年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害がある者	62,040	5年	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	22,000	*	ベストを冷却し、一定温度に保つもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対して防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	41,580	*	紫外線がカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	39,600	5年	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250	5年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	113,520	*	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	149,160	*	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700	*	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

*印の種目については、患児の発達および状況に応じて支給を決定するものとする。

別表 2

徴収基準額表

本人の属する世帯の階層区分			徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の特別区民税または市町村民税の非課税世帯		1,100円	110円	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の特別区民税または市町村民税課税世帯であって、その特別区民税または市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ在世帯 (所得割の額のない世帯)	C 1階層	2,250円	230円
		所得割の額のある世帯	C 2階層	2,900円	290円
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税年税額 2,400円以下	D 1階層	3,450円	350円
		2,401～ 4,800円	D 2階層	3,800円	380円
		4,801～ 8,400円	D 3階層	4,250円	430円
		8,401～ 12,000円	D 4階層	4,700円	470円
		12,001～ 16,200円	D 5階層	5,500円	550円
		16,201～ 21,000円	D 6階層	6,250円	630円
		21,001～ 46,200円	D 7階層	8,100円	810円
		46,201～ 60,000円	D 8階層	9,350円	940円
		60,001～ 78,000円	D 9階層	11,550円	1,160円
		78,001～ 100,500円	D10階層	13,750円	1,380円
		100,501～ 190,000円	D11階層	17,850円	1,790円
		190,001～ 299,500円	D12階層	22,000円	2,200円
		299,501～ 831,900円	D13階層	26,150円	2,620円
		831,901～1,467,000円	D14階層	40,350円	4,040円
		1,467,001～1,632,000円	D15階層	42,500円	4,250円
		1,632,001～2,302,900円	D16階層	51,450円	5,150円
		2,302,901～3,117,000円	D17階層	61,250円	6,130円
		3,117,001～4,173,000円	D18階層	71,900円	7,190円
		4,173,001円以上	D19階層	全 額	左の徴収基準月額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税または区市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員およびそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）ならびにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」および平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項および第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項および第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項および第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項および第3項、第41条の19の4第1項および第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年度法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15条）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される区市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、および同法附則第5条第3項、および第5条の4第6項および第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無およびその額、区市町村民税については、当該年度の区市町村民税の課税（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又

は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。) または免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税または当該年度の区市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税または前年度の区市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、区市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があつた場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

日常生活用具給付申請書

年 月 日

品川区長宛

申請者住 所 品川区

氏 名

(対象者との続柄)

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏名			男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)	
	住所						
	疾病名						
	症状						
世帯の状況	氏 名	続 柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況)		
		対象者本人					
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の承諾 有・無)		浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 介助必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 介助不要	排便	1 介助必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 介助不要	移動	1 車椅子使用 2 介助必要 (一部・全部) 3 介助不要	
給付を受けたい用具の名称				希望する形式、規模等			
給付上特に希望する事項							
備 考							

(注意) 1 この申請書には、小児慢性特定疾病医療受給者証および対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分住民税の課税額を証明する書類 (生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書) を添付すること。

2 申請者氏名については自署又は記名押印とすること。

調査書（日常生活用具給付事業）

① 給付番号		番 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者との続柄	
④ 対象者	氏名		男・女	生年月日		年 月 日生	
	住所						
	疾病名						
⑤ 世帯員の状況	氏 名	所得年の 12月31日 時点の 年齢	続 柄	税法上の 扶養関係	課税状況		
					当該年度分区市町村民税		前年分 所得税
	均等割	所得割					
			対象者本人	あり・なし			
				あり・なし			
				あり・なし			
			あり・なし				
			あり・なし				
⑥ 世帯区分		1 被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯または特別区民税・市町村民税非課税世帯 2 区市町村民税均等割課税世帯 3 区市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦ 住まいの状況		1 自宅		2 借家（貸主の承諾）			
⑧ 給付後の生活の状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動当について該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない（一部介助・全介助） 4 その他 （ ）				その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）	
⑨ 給付の必要の有無		1 有	⑩ 給付する(しない)理由				
2 無							
⑪ 給付する用具名 （含む型式規模等）				⑫ 予定価格		円	
⑬ 扶養義務者が支払うべき額		円		⑭ 公費負担 予定額		円	
⑮ その他 特記事項							

年 月 日

職名

調査員

氏名

(印)

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

品川区長 濱野 健

先に申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日		年 月 日	
対象者 氏名		疾病名			
給付する 用具名 (含む型 式・規模 等)		納入業者名			
		納入業者の 住 所		(電話)	—
価 格		扶養義務 者が支払 うべき額	超過負担額	公 費 負担額	
<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>					

様式 4

日常生活用具給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行年月日	年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日生 (歳)	
⑤ 居 住 地				
⑥ 保護者氏名			⑦ 対象者との続柄	
⑧ 給付する用具名 (型式・規模等)	⑨ 価 格		⑩ 扶養義務者が 支払うべき額	⑪ 公費負担額
			超過負担額	
⑫ 納入業者名	⑬ 納入業者 住所		(電話) ー	
⑭ この券の 有効期限	受給者が業者に 提示する 期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日				
品川区長 濱野 健				
⑮ 業者の 納入した 日	年 月 日	⑯ 扶養義務者より受領した額 (超過負担額を除く)		⑰ 受領業者名及び年月日
		円		年 月 日 印
⑱ 用具受領 保護者名	(印)	⑲ 検収者	職名	
			氏名 (印)	
⑳ その他 特記事項				

(注) 本表は、①から⑭まで及び⑲は区市町村、⑮から⑰までは納入した業者、⑱は保護者が記入すること。

第 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

様

品川区長 濱野 健

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、品川区長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。